

答申第220号（諮問第227号）

「群馬県警●●警部が部下に不祥事（内規違反等の不法行為・犯罪のもみ消し・職員のいないふり等）を命じてよい・又は命じなければならない、及び、自身も前述の不祥事を行ってよい・又は行わなければならない、という内容」の公文書不存
在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県警察本部長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成30年7月23日付けで、「群馬県警●●警部が部下に不祥事（内規違反等の不法行為・犯罪のもみ消し・職員のいないふり等）を命じてよい・又は命じなければならない、及び、自身も前述の不祥事を行ってよい・又は行わなければならない、という内容」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求にかかる公文書について存在しないことを確認し、平成30年7月26日付けで公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求のあった公文書については、作成又は取得していないため

3 審査請求

請求人は、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、本件処分を不服として平成30年8月9日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、平成30年12月13日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成31年1月18日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第3 争点（本件請求にかかる公文書の公文書不存在決定について）

本件請求にかかる公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。原処分は、条例第14条第2号イ違反であり、条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠業・行政不服審査法違反・警察法違反・憲法違反・判例違反・内規違反を隠蔽するものであるため。

2 実施機関の主張要旨

- (1) 実施機関では、請求人が「特定警察署の警務課長である特定警部Aが、部下職員に対して、内部規則違反、犯罪のみみ消し、居留守等の不法行為や不適正行為を行うことを命令してよい・又はしなければならないこと」及び「特定警部A自身がそのような不法行為や不適正行為を行ってよい・又は行わなければならないこと」が記載されている公文書の開示を求めているものと認めた。
- (2) 特定警部Aを含む実施機関の職員にあっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。そのため、実施機関において、部下への下命を含め、法令等に反する職員による不法行為や不適正行為を是認する内容の公文書を作成も取得もしていないことは明白である。
- (3) 条例第14条第2号イの規定は、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、非開示情報である個人識別情報から除外されることが定められているが、請求人の主張は、開示請求にかかる公文書が存在することを前提としたものであり、そもそも、実施機関において、同公文書は作成も取得もしておらず、存在しないのであるから、同規定にいう情報に該当するか否かを検討することはできない。

3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨

- (1) 昨年まで特定警察署の警務課長であった特定警部Bに5億3千万円の偽計業務妨害を告発しろと言ったことについて、特定警察署の特定警部補はわからないと言う。実行犯である特定病院の看護師などは辞めてもいないし異動してもいない。特定警部補は「なんで私ばかりに言うんですか」と被害妄想を言い出し、連絡がとれなくなってしまった。特定警部Aが黒幕ということはわかっている。
- (2) 県が出した裁決書では、5億3千万円を支払わなくてもよい、又は支払ってはならないという文書はないという裁決が出ている。したがって、行政庁はこの裁決に拘束されるのだから、支払わなくてはならないはずだ。

第5 審査会の判断

1 争点（本件請求にかかる公文書の公文書不存在決定について）

- (1) 請求人は、「条例第14条第2号イ違反であり、また原処分は条例を持ち出す

までもなく職権濫用・怠業・行政不服審査法違反・警察法違反・憲法違反・判例違反・内規違反を隠蔽するものであるため」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法の規定に照らし、本件請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張する。そこで、本件請求にかかる公文書が実施機関における事務処理において作成又は取得されたか否か検討するものとする。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断するものとする。

- (2) 地方公務員は、地方公務員法の適用を受け、同法第32条は、地方公務員に、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負わせている。したがって、実施機関におけるすべての地方公務員は、法令等遵守義務を負うものである。
- (3) 地方公務員である実施機関の職員は、地方公務員法その他の法令を遵守すべき立場にあり、「部下に不祥事（内規違反等の不法行為・犯罪のみみ消し・職員のいないふり等）を命じてよい・又は命じなければならない、及び、自身も前述の不祥事を行ってよい・又は行わなければならない」という、地方公務員法その他法令の趣旨に反する行為を是認する内容の文書を作成又は取得することは通常想定し難いことから、請求にかかる公文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。
- (4) よって、本件請求にかかる公文書を不存在とする実施機関の判断は妥当であると認められる。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は審査請求書において、本件処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件請求にかかる公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件請求にかかる公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

また、請求人はその他種々主張するが、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容

平成31年 1月18日	諮問
平成31年 2月13日 (第74回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成31年 3月12日 (第75回 第二部会)	審議
平成31年 3月22日	答申